

第 20 回教育委員会

令和 4 年 12 月 27 日
午 後 3 時 30 分
本庁舎第 11 共通会議室

案 件

議案第118号

大阪市社会教育委員の解嘱及び委嘱について

議案第 118 号

大阪市社会教育委員の解職及び委嘱について

1 解 嘱

令和4年12月27日付けをもって大阪市社会教育委員を解嘱する

氏 名	役 職 名	大阪市社会教育委員条例 第2条による区分	任期	備考
広瀬 和勇	読売新聞大阪本社社会部長	学識経験のある者	令和4年9月9日 ～ 令和6年9月8日	当初任期

2 委 嘱

令和4年12月28日付けをもって大阪市社会教育委員を委嘱する

氏 名	役 職 名	大阪市社会教育委員条例 第2条による区分	任期	備考
犬伏 一人	読売新聞大阪本社社会部長	学識経験のある者	令和4年12月28日 ～ 令和6年9月8日	

3 説 明

広瀬和勇氏については、任期途中であるが、人事異動に伴って、読売新聞大阪本社社会部長を退任したため解嘱する。

その後任委員として、現読売新聞大阪本社社会部長である犬伏一人氏を委嘱する。任期については、大阪市社会教育委員条例第4条第2項により、前任者の残任期間とする。

委員の略歴

○犬伏 一人（いぬぶせ かずひと）氏

<現職> 読売新聞大阪本社編集局社会部長

<主な略歴>

平成 5 年 読売新聞大阪本社入社、高松総局

平成 9 年 神戸総局

平成 11 年 社会部

平成 21 年 神戸総局

平成 23 年 社会部

平成 30 年 論説委員

令和 3 年 運動部長

令和 4 年 社会部長

大阪市社会教育委員会 委員名簿

太字は委嘱、下線は解嘱
(網掛けは変更なし)

氏名	役職名	大阪市社会教育委員条例 第2条による区分	備考
犬伏 一人	読売新聞大阪本社社会部長	学識経験のある者	委嘱
<u>広瀬 和勇</u>	<u>読売新聞大阪本社社会部長</u>	<u>学識経験のある者</u>	<u>解嘱</u>
赤尾 勝己	関西大学教授	学識経験のある者	
柏木 智子	立命館大学産業社会学部教授	学識経験のある者	
小林 拓矩	日本労働組合総連合会大阪府連合会大阪市地域協議会副議長	学識経験のある者	
佐々木保孝	天理大学人間学部教授	学識経験のある者	
鈴木 暁子	京都府立大学京都地域未来創造センター上席研究員	学識経験のある者	
寺見 陽子	神戸松蔭女子学院大学教授	学識経験のある者	
中農 勝己	大阪市体育厚生協会副会長	社会教育の関係者	
永田ゆかり	大阪市地域女性団体協議会副会長	社会教育の関係者	
松永 尚子	大阪教育大学特任教授	学識経験のある者	
山内 憲之	大阪市PTA協議会会長	社会教育の関係者	
山下 親善	大阪市青少年指導員連絡協議会副会長	社会教育の関係者	
吉田 典子	はぐくみネットコーディネーター	学識経験のある者	
若江 眞紀	株式会社キャリアリンク代表取締役	学識経験のある者	

大阪市社会教育委員条例

第1条 社会教育法第15条の規定に基づき、大阪市に社会教育委員(以下委員という。)を置く。

第2条 委員は、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者、学識経験のある者その他教育委員会が適当と認める者の中から教育委員会が委嘱する。

第3条 委員の定数は20人以内とする。

第4条 委員の任期は2年とする。ただし、特別の事情があるときは、任期中でも解嘱することがある。

2 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は再任することができる。

第5条 この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

この条例施行後最初に委嘱する委員のうち、半数の委員の任期は1年としその委員はくじで定める。

附 則(平成26年3月4日条例第27号)

この条例は、平成26年4月1日から施行する。